

# 江田島市公金管理及び運用基準

平成26年12月1日

訓令第30号

(目的)

第1条 この基準は、法令等に定めるもののほか、公金の管理及び運用に関し基本的事項を定めることにより、安全性及び確実性、流動性並びに効率性を考慮した公金の管理及び運用を行うことを目的とする。

(公金の種類)

第2条 この基準において公金とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金、預託金及び一時借入金をいう。

(公金の管理及び運用の原則)

第3条 公金の管理及び運用は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

(1) 安全性及び確実性の確保

資本元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管し、運用するとともに、預金については、金融機関の経営の健全性に留意する。

(2) 流動性の確保

支払等に支障を来さないために、必要な資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保する。

(3) 効率性の確保

安全性及び流動性を十分確保した上で、運用収益の最大化を図るとともに、効率的な資金運用に努める。

(歳計現金の管理及び運用)

第4条 歳計現金は、支払に対する準備金であることから、収支見込みを的確に調査把握し、資金の需要に支障がないよう計画的な資金の管理に努めなければならない。

2 歳計現金は、釣銭又は両替金に充てるものを除き、指定金融機

関の決済用預金口座において管理するものとする。ただし、歳計現金に余裕金がある場合は、支払準備金に支障のない範囲内で、指定金融機関の決済用預金口座以外の預金により運用することができる。

(歳入歳出外現金の管理及び運用)

第5条 歳入歳出外現金の管理及び運用は、歳計現金の例による。

(基金に属する現金の管理及び運用)

第6条 基金に属する現金は、各基金条例の規定により、当面、次に掲げる金融商品により管理及び運用を行うものとする。

(1) 普通預金

(2) 定期預金

(3) 通知預金

(4) 国債

(5) 政府保証債

(6) 地方債

2 預金で運用する場合の運用先は、原則として、指定金融機関及び収納代理金融機関とし、次に掲げる事項を総合的に勘案して選択するものとする。

(1) 自己資本比率、不良債権比率、株価、格付け等の経営指標が良好であるもの

(2) 預金利率が有利であるもの

(3) 原則として、金融機関ごとに借入金債務と預金との相殺が可能であるもの

3 債券による運用については、各基金の資金計画を勘案し、運用の期間及び金額、利回り等を比較して安全で有利な債券で運用するものとする。

4 前項の規定により債券で運用する場合は、江田島市債券運用指針(平成26年江田島市訓令第31号)に基づいて行うものとする。

5 基金に属する現金の運用に当たっては、原則として、当該金融

商品を満期まで保有するものとする。ただし、次に掲げる場合は、運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができる。

- (1) 資金の安全性を確保することが必要となった場合
- (2) 支払現金として確保する必要が生じた場合
- (3) 金融情勢の変化により、運用中の金融商品より有利な運用が確実に見込まれる他の金融商品がある場合
- (4) その他やむを得ない事情による場合

(制度融資に係る預託金)

第7条 制度融資が円滑に運営されるよう、安全性を最優先に預託を行うものとする。

(一時借入金)

第8条 一時借入金は、歳計現金として管理するものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。